

最高裁判所 有識者委員会
2023 年 2 月 28 日
裁判所記録の保存・管理・公開に向けて 高埜 利彦

1 自分の立場

- ・歴史研究者 現在に至る半世紀の活動（50 年余り歴史叙述を続ける）

歴史研究とは、残された歴史資料を解読・分析・解釈して歴史像を創る作業。
歴史資料が残されなければ、歴史像は描けない。
記録の廃棄は、人間でいえば記憶喪失状態を招く。

インドネシアの 1942 年－45 年（日本統治時代）は記憶喪失状態（ジョーコ・ウトモ国立公文書館長）
- ・歴史資料保存活動 山梨県下の民間史料の保存・管理のためのボランティア活動を 30 年余り続ける。江戸～明治期の村落文書が共同で保管されてきた。江戸時代の村における領主との訴訟や、他の村との入会争論や村内の用水争論の内済文書などが大切に残されている。民事・刑事の訴訟記録は、村落住民として保存・管理し、権利を守る証拠や解決した先例として役立てたもの。江戸時代の村人は記録保存の意識が高かった。
支配権力も統治のために記録を残してきた。1885（明治 18）年内閣制度以降、記録保存の観点変化し、政府の先例のための記録保存で国民には非公開。また国と天皇の歴史を編纂するための資料収集に限定。1945 年敗戦時の機密文書焼却処分に行きつく。
- ・日本学術会議とアーカイブズ制度との関わり
日本学術会議会員（第 22 期～23 期 2011～17 年）として収蔵資料の調査を行い、「学術会議とアーカイブズ制度の進展」（『日本歴史学協会年報』35 号、2020 年）を表す。
学術会議は 1977（昭和 52）年 11 月 21 日付けで、日本学術会議第 73 回総会の議決に基づき「官公庁文書資料の保存について」（総学庶第 1553 号）を福田赳夫総理大臣にあてて要望した。保存すべき官公庁文書資料のなかに行政・立法のほかに裁判関係資料（事件記録及び事件書類）も対象とされた。「事件記録等保存規程」で特別保存となつたものは、最高裁において保管し、学術研究上の目的で利用できるようにした。この時の要望書は、学術会議にとって唯一、司法（裁判関係資料）にも言及したもので、他はすべて歴史資料と公文書（行政）の保存管理に関する勧告や要望であった。この 1977 年の要望を例外として、学術会議は政府と地方公共団体の文書資料に限って、日本の遅れたアーカイブズ制度の設計に集中したと言える。つまり裁判関係資料の保存管理公開の課題は最高裁判所に一任されていたのである。
- ・日本のアーカイブズ制度の歩み
1951（昭和 26）年文部省史料館設立。歴史資料保存の請願運動の成果。
1971（昭和 46）年国立公文書館設立。日本学術会議勧告「公文書散逸防止について」。
1987（昭和 62）年公文書館法制定。当時ユネスコ加盟 120 カ国で最後。以後、日本の

遅れたアーカイブズ制度を、世界標準に学び追いつこうと努める。

ただしこの法律では、行政文書を対象とし、司法・立法に関する公文書の保存は対象としなかった。

1999（平成11）年国立公文書館法制定。行政に限らず司法・立法も含めた国の機関すべての公文書を受け入れることを定めた。民事訴訟判決原本廃棄問題を契機とする。

2004（平成16）年日本アーカイブズ学会設立。

2008（平成20）年学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻設立。

2009（平成21）年公文書管理法制定 2年後施行

2020（令和2）年国立公文書館認証アーキビスト制度開始、3年経過281人を認証。

国・地方のアーカイブズ機関（公文書館・文書館）は都道府県が41設立。政令地方都市11、市区町村40と増加しつつあるが、まだ途上にあり、これまで司法関係に目を向ける余裕は乏しい状態にあったと言えよう。

2 裁判記録廃棄問題の原因について

有識者委員会第1回の事務総長挨拶 「特別保存を適切に行うための仕組みが十分ではなかったといわざるを得ず」「国民の皆様に対し申し訳なく、率直に反省しなければならない、「これまでの運用の在り方のどこに問題があったのか」、「将来にわたって事件記録の保存等の適切なあり方を確保していくため」

・どこに問題があったのか、2点指摘したい。

① 廃棄した担当者に、アーカイブズ制度の知識が乏しく、評価選別し未来に残す観念（知識）がなかった。同様な廃棄を行なった各地の担当者に、アーカイブズについての教育を受ける機会はあったのだろうか。そもそも日本社会は、アーカイブズ教育が遅れ（近年ごく一部の大学に授業科目が開設、高校以下にはない）その結果、社会全体の認識不足を招いている。

今後の対策としては、認証アーキビストや学会登録アーキビストを現場に配置する。あるいは職員を国立公文書館の研修を受けさせて、認証を受ける。

裁判記録の目録を作成し保存・管理する。その後に廃棄か保存（移管）かの評価選別がなされるが、アーキビストにとっても評価選別は容易なことではない。世界的にも電子情報化にともなう記録管理（レコードマネージメント）からアーカイブズまで一貫した管理の方式が検討されているが、裁判記録においても、統一した方式を作るための検討を十分に行なうことが求められる。目録作成時に選別を見据えたものにするか、当面保存し5年後（何年後）かに評価選別の機会を設けるか、方式は異なる。

② 現行システムの限界

1964（昭和39）年制定「事件記録等保存規程」を、1992（平成4）年に一部改正し「附

則第3号を削る」としたことで、判決確定後50年を経過した民事判決原本(36624冊)を原則としてすべて廃棄するとした問題が起こる。各方面が知恵を出し努力して、民事判決原本は国立公文書館(筑波分館)に保存・管理・公開されることになった。

この時点で、社会全体での抜本的なシステム改革が必要であったが、民事判決原本の保存・管理・公開が達成されたことで、一区切りをつけてしまった感がある。そのため訴訟記録の保存・管理・公開についての課題解決は放置したままであったことが、今回の廃棄問題を招いた遠因である。

- ・司法独自の努力によって現行システムが整えられるが、限界がある。

5年の保存期間が過ぎた事件記録が各地の裁判所で廃棄される状態が、マスコミによって指摘され、2019(令和元)年11月最高裁判所は、全国の裁判所に「事件記録の廃棄保留について」事務連絡を行う。さらに翌2020(令和2)年4月15日最高裁判所は「事件記録等の2項特別保存に関する運用例について」通知をする。先に(2月18日)東京地方裁判所で「民事事件の事件記録及び事件書類に関する事件記録等保存規程第9条第2項及び事件記録等保存規程の運用について(通達)第6の2に基づく特別保存の運用について(運用要領)」が定められた。これを最高裁判所の通知では「特別保存に付すべき事件記録等の選定手順等が具体的に定められているほか、外部からの特別保存の要望を受けやすくするための工夫や改善が図られており、実効性が高いものとなっています。」と評価し、運用要領の骨子を紹介する。

＜運用要領＞(最高裁判所通知)

- 1 次の事件を2項特別保存の候補事件とする。(保存基準)
 - ア(判例集に掲載された事件)、イ(事件担当部からの申出のあった事件)、
 - ウ(主要日刊紙2紙以上に掲載された事件)、エ「弁護士会、学術研究者、その他の者から事件及び保存の理由を明示して2項特別保存の要望があった事件」
- 2 1のアからウまでの候補事件について、事件記録等を2項特別保存に付する。
- 3 1のエの候補事件を2項特別保存に付するか否かの判断に当たって意見を聴くために、裁判所内に保存記録選定委員会を設置する。
- 4 1のエの候補事件について、保存記録選定委員会の意見を踏まえ、事件記録等を2項特別保存に付するか否か認定する。
- 5 2項特別保存の要望の手続等について、弁護士会へ周知するとともに、裁判所ウェブサイトに掲載して広報する。

東京地方裁判所の運用要領は上記と共通するが、保存記録選定委員会の構成員を具体的に示している。すなわち、「東京地方裁判所民事部の裁判官3名、東京地方裁判所民事首席書記官、東京地方裁判所民事次席書記官1名、東京地方裁判所事務局総務課長で構成する。」とされる。

最高裁判所・東京地方裁判所に共通する1のエは「弁護士会、学術研究者、その他の者から事件及び保存の理由を明示して2項特別の要望があった事件」と記され、保存記録選

定委員会が判断して決定するとした。誤った廃棄を防止するための改善策である。

(問題点)

- ・最高裁判所が裁判記録を、国民のために後世に向けて主体的に保存しようとする姿勢が見られない。弁護士・研究者などから保存の要請があつて初めて審査のうえで許可するというもので、厳しい見方をすれば「お上が特別に聞き入れてやる」という姿勢に見える。保存の要請がなければ廃棄するということか。
- ・行政文書についても、戦前は非公開で国民の知的資源という考えは見られなかつた。戦後、一步一歩改善に向かつて各方面の努力があつたが、依然として公文書隠滅や改竄などの問題が起つる。「お上意識」の克服は今後も課題となる。
- ・裁判記録は国の公文書であるという考えに立ち、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源である」歴史公文書等を「適切な保存及び利用等を図り」、「現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」(公文書管理法第1条)の精神でそのための方策を考える決断をするべき。
- ・「将来の国民」とは、1世紀以上先を見据えた時間の単位である。

3 今後に向けて

- ・諸外国(仏・英・伊・独・米など)と同様に、日本でもアーカイブズ(公文書管理)制度の体系の中に司法・裁判所記録の保存・管理・公開のシステムを構築することが求められる。そのシステムを立ち上げるための作業委員会を、最高裁判所と国立公文書館や関係機関(法務省・内閣府)や有識者が協議しながら設立する必要があろう。
- ・アーカイブズ制度は、世界的に見ても国々で個性がある。それは、国や民族の歴史的な成り立ちに規定されるためであろう。当然、日本の独自性が生れるであろうが、世界共通のアーカイブズ制度の原則は貫かれていることが肝要である。
- ・アーカイブズ制度の担い手であるアーキビストの職務は多様であるが、特に保存管理と公開については重要になる。裁判記録の目録を作成して管理するのだが、記録の発生した段階で記録の評価・選別を行い保存期間を判断して、目録に記載する方式がある。あるいはまた、記録の発生した段階では評価選別をせずに、一定の保存期限(5年間など)を一律に設けて、期限後に廃棄か保存かの評価選別を、アーキビストも含む「保存記録選定委員会」のような場所で行う方式がある。

裁判所の永年保存となつた歴史公文書は、国立公文書館に移管し保存・管理を委ね、公開の判断と方法は国立公文書館に一任される。国立公文書館では、個人情報を保護しながら公開できる範囲を判断する。